

# 道 路 等 除 草 業 務 特 記 仕 様 書

## 第1節 総 則

### 第1条 適 用

この仕様書は、市が発注する道路等除草業務（以下「業務」という。）の施工に関し適用する。

### 第2条 通報等

業務施工中に法面の陥没、亀裂等の異常箇所を発見したときは、すみやかにその状況を監督職員に報告するものとする。

### 第3条 廃棄物の処理

- 1 戻り取った草木等は、太さ10cm以下、長さ1m以下になるよう切断し、志摩市大王清掃センターへ搬入するものとする。  
なお、搬入方法等は監督職員の指示によるものとし、搬入記録（日時、搬入量、搬入回数）、搬入状況写真（搬入日毎に撮影）を提出するものとする。
- 2 業務施工に伴い発生する空き缶等は適正に処理し、第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。

### 第4条 出来高の確認資料

- 1 現場写真は、施工の場所および規模が判別できるものとし、同一位置から業務着手前、作業中及び完了後の撮影したものを業務実施報告書に添付して提出するものとする。
- 2 その他出来高の確認に必要な資料はその都度正確に記入、整備し、業務実施報告書に添付して提出するものとする。

## 第2節 除 草

### 第5条 作業時期

除草作業は、指定のある場合を除き7月から8月中旬までに行うものとする。

### 第6条 作業計画

- 1 除草作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付け及び清掃まで完了させる方法で施工するものとする。

2 除草作業中、バリケード、セフティコーン、標識等を用い交通の安全を図らなければならない。また、交通誘導警備員の指定のある場合（数量計算書等に明記）には、交通誘導警備員を配置して交通の安全を図らなければならない。なお、交通誘導警備員の指定のない箇所において、交通誘導警備員が必要な場合には監督職員と協議すること。（三重県公共工事共通仕様書 1-1-38 準拠）

## 第7条 除草

- 1 除草作業の種別は、機械除草（ハンドガイド式又は肩掛け式）及び人力除草とする。
- 2 除草は、刈り残しのないよう行うものとし、刈り取った草は、片付けむらがらないよう、すみやかに処理しなければならない。
- 3 除草に先立ち、立竹木の伐採を行うとともに、空き缶等異物を除去しなければならない。なお、除草面積外であっても委託区間内の空き缶等異物の除去、縁石及び狭隘部の除草等は必ず行うものとする。

## 第8条 機械除草（ハンドガイド式）

地上高 5cm 程度に刈り取るもので、比較的平滑な法面（1：2 程度以下の法面）とする。

## 第9条 機械除草（肩掛け式）

地上高 5cm 程度に刈り取るもので、道路の法面等（1：2 程度より急な法面）とする。

## 第10条 人力除草

地上高 5cm 程度に刈り取るもので、構造物等障害物が頻繁にあり、肩掛け式を使用できない場合とする。

## 《適用条件》

本業務は下記に示す図書を適用及び準用する。

- ・三重県公共工事共通仕様書

## 《提出書類》

- ・業務着手届
- ・施工計画書
- ・現場代理人選任通知書
- ・建設業退職金共済事業に係る証紙購入状況報告書
- ・業務実施報告書
- ・工事写真
- ・完成写真
- ・業務委託完成報告書
- ・その他監督職員の指示するもの